

Interactive Training in Communication – Japan

ITC-J

サンプル カウンシル 会則



2024

(2024年7月校正上の訂正)

[附 記]

International Training in Communication(インターナショナル トレーニング イン コミュニケーション 略称 ITC) は、2017 年 7 月開催の世界大会において、ITC 国際役員会 提出の「ITC を解散する」旨の決議案を採択し、解散した。

これに先立ち、ITC 日本リージョン第 35 期年次大会において「ITC 国際役員会が提出した 決議案の結果の如何に拘わらず日本リージョンはこの組織を継続する」旨の役員会勧告が採 択され、2017 年 8 月 1 日、新組織の発足に至った。

<註 記>

組織の名称 : Interactive Training in Communication-Japan

(インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション-ジャパン
略称 ITC-J)とする。(2018 年 1 月 1 日より有効)

組織の年数 : 期については、ITC の経過年数を加味し、これを継続するものとする。

以上

サンプルカウンスル会則を完成させるための指標

このサンプル会則はカウンスル会則の原型となることを意図している。ここには ITC-J 会則に基づく全ての必要な条項と、ロバート議事規則新改訂版（最新版）に概説され示唆されている内容が含まれている。各カウンスルの会則はここに示すサンプル会則と異なってもよいが、ITC-J 会則と矛盾せず、下記に示す必須条項を含んでいること。それ以外の条項は指針のために示されているので、カウンスルのニーズを満たすように適合させることが可能である。

必須条項

(サンプル会則では太字になっているが、完成したカウンスル会則では太字でなくてよい)

第 1 条	名称
第 2 条	目的
第 3 条	会員
第 4 条	カウンスルの創設、再設定、解体
第 5 条 5.1. 5.2.	会計年度と財務
第 6 条 6.1.	選出役員
第 9 条 9.1. 9.3.	会合 投票
第 1 2 条	議事運営法の典拠
第 1 3 条 13.1. 13.3.	採択 自動修正

会則を採択後に、このサンプル会則を採用しようとする場合には、現行会則の修正案告示の規定に従って、会則改正の意向を通知し、採択のために提出する。

以下の事項を記入すること。

第 1 条 名称 カウンスル番号を記入する。

第 6 条 6.2.2.. 6.2.3. ____副会長は (当てはまれば) 番号と委員会名を記入する。

第 6 条 6.2.4.及び6.2.5. 書記と会計 書記兼会計にする場合には、6.2.4.は「書記兼会計は：」となり、書記と会計の全ての任務が結合される。

第 7 条 7.1. 指名 委員の人数、クラブ数、日数を記入する。

第 7 条 7.2. 必要条件 カウンスルによって定められた他の必要条件を加える。

第 7 条 7.3.1. 選挙と就任式が行われる会合を記入する。

第 7 条 7.5. 欠員 会長の欠員を埋める副会長を決める。

第 1 1 条 11.1.及び 11.2. 常任委員会 設置されていない委員会名と任務を削除する。

細則

ITC-J の細則と矛盾しない、カウンスルにとって必要な細則を採択する。

例えば：

1. 会合の回数及び／又は会合日
2. カウンスル会費 負担金
3. カウンスル会合の登録費
4. 銀行又はゆうちょ銀行関係一預金口座と必要な署名
5. 役員・委員会とスピーチコンテスト優勝者の経費、賞
6. 修正及び／又は廃止の規定
7. 採択の日付

Interactive Training in Communication-Japan

サンプルカウンスル会則

第 1 条

1. 名称
このカウンスルの名称は **Interactive Training in Communication-Japan** (インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション-ジャパン 略称 **ITC-J** とする) に所属し、カウンスルNo. _____ と称する。

第 2 条

2. 目的
- 2.1. クラブと **ITC-J** 役員会との仲介となり、**ITC-J** の枠組みを支えること。
- 2.2. コミュニケーション能力と指導力の進歩的で質の高い訓練を通じて、自己向上の機会を与えることにある。

第 3 条

3. 会員
このカウンスルは、所属する全てのクラブの正会員により構成される。

第 4 条

4. カウンスルの創設、再設定、解体
カウンスルの役員会は、**ITC-J** 役員会とともに、カウンスルの創設、再設定、解体を調整する。その場合、**ITC-J** 役員会より最終的な承認を与えられる。カウンスル役員会は最終決定の前にカウンスル内のクラブと協議し、2/3 の賛成を得ておく。

第 5 条

5. 会計年度と財務
- 5.1. 会計年度 8月1日から翌年の7月31日までとする。
- 5.2. 財務 このカウンスルは独立した会計とする。
- 5.3. 年会費 このカウンスルの年会費は、細則に定められた額とし、返金も譲渡もできない。8月1日又はそれ以前に支払われるものとする。ただし、期の途中でカウンスルを移動する場合は **ITC-J** 会則 14.5.3. に従う。
- 5.4. 登録費 カウンスル会合の登録費は予算に計上されたとおりとする。
- 5.5. 経費 役員、委員会の経費、カウンスルスピーチコンテスト優勝者費用は予算で定められ、項目別経費明細書の提出をもって会計から支払われる。

第 6 条

6. 選出役員
- 6.1. 選出役員
- 6.1.1. このカウンスルの選出役員は、会長1名、副会長(複数)、書記1名、会計1名又は書記兼会計1名とする。
- 6.1.2. 役員はその任期中、クラブ正会員の資格を保持する。
- 6.1.3. 役員はその任期中、**ITC-J** 選出役員を兼任できない。
- 6.2. 選出役員の任務
- 6.2.1. 会長は
- 6.2.1.a. カウンスル内のクラブを援助する。
- 6.2.1.b. 理事会議と教育セッションを行うのに必要な時間を考慮して、カウンスル会合を準備する。
- 6.2.1.c. 全てのカウンスル会合及び役員会の議長を務める。

- 6.2.1.d. カウンシル役員会の承認を得て、常任委員会の委員長、委員及び任命役員（議会法規役員、編集者、CLO）を任命する。
- 6.2.1.e. カウンシル役員会の承認を得て、必要に応じて特別委員会を設置し、委員長及び委員を任命する。
- 6.2.1.f. 指名委員会以外の、全ての委員会の職権上の委員を務める。
- 6.2.1.g. カウンシルが負担すべき経費の支出に対し、請求書に承認のため、会計と連署する。
- 6.2.1.h. クラブ役員及び常任委員会のための年次運営研修会を準備する。
- 6.2.1.i. カウンシル会報発行を監督する。
- 6.2.1.j. カウンシル活動の全般的な監督をする。
- 6.2.2. ____副会長は ____委員会の委員長を務める。
- 6.2.3. ____副会長は ____委員会の委員長を務める。
- 6.2.4. 書記は
 - 6.2.4.a. カウンシル会合と役員会の議事録を作成する。
 - 6.2.4.b. 議事録の草稿を作成し、承認を得て議事録となる。署名して保存する。
 - 6.2.4.c. 会長又はカウンシル役員会の指示に従い通信事務を行う。
 - 6.2.4.d. クラブ役員と会員の名簿を保持し、要請に応じて配布する。
 - 6.2.4.e. カウンシルの公式記録となる役員会報告書を最終会合のために編集する。
- 6.2.5. 会計は
 - 6.2.5.a. 会費その他の費用を徴収し、カウンシル名義の金融機関の口座に入金する。
 - 6.2.5.b. 全ての収入及び支出を記録する。
 - 6.2.5.c. カウンシルへの派遣員によって承認されたカウンシルの経費支払いのため、会長の連署を得る。
 - 6.2.5.d. 会費未納のクラブに滞納通知を出し、必要ならばその後も通達する。
 - 6.2.5.e. 役員会の検査に応じられるよう全ての帳簿と記録を保持する。
 - 6.2.5.f. カウンシル会合ごとに会計報告書を準備する。
 - 6.2.5.g. 会計年度末及び／又はカウンシル役員会の要請がある場合、会計監査のため帳簿と財務報告書を提出する。
 - 6.2.5.h. 予算・財務委員会の職権上の委員となる。
- 6.3. 一般的任務
 - 6.3.1. 各役員は必要に応じて、その他の任務を行う。
 - 6.3.2. 各役員は年間報告書を作成する。
 - 6.3.3. 各役職の引継ぎ書類などは、会長の指示の下に8月1日までに後任者に引き渡す。

第 7 条

- 7. 指名と選挙
 - 7.1. 指名
 - 7.1.1. 指名委員会は
 - 7.1.1.a. ____つの異なった有資格クラブに所属する____名の正会員によって構成される。
 - 7.1.1.b. 細則に定められているようにカウンシルの役職に対し、所属クラブからの指名を要請する。委員会は資格のある会員を役職の候補として積極的に探すことができる。
 - 7.1.1.c. 候補者の役職への資格と必要条件を確かめる。
 - 7.1.1.d. 各々の候補者から、もし選出された場合には受理する旨の承諾書を得ておく。
 - 7.1.1.e. 候補者名と資格を載せた書面のリストを選挙の____日前までに所属クラブに提出する。
 - 7.1.2. 会場からの指名 会場からの指名は カウンシルへの派遣員によって行うことができる。ただし、候補者が役職の条件に適合し、かつ就任承諾書を提出している場合に限る。
 - 7.2. 必要条件 全ての役員は
 - 7.2.1. 選出されたとき、カウンシル内の有資格クラブの正会員であること。
 - 7.2.2. 選出クラブ役員を経験した者であること。
 - 7.2.3. 所属するクラブによって指名されること。

7.3. 役員選挙

- 7.3.1. 役員選挙は、会計年度終了前の第_____回カウンスル会合、又は会合が開かれない場合は郵送による投票を行う。役員就任式は、第_____回会合において行う。
 - 7.3.2. 選挙は投票によって行われるが、候補者が一つの役職に対して1名しかいない場合は、その役職に対しては口頭採決で行ってもよい。
 - 7.3.3. 役員は全て投票数の過半数を得て当選とする。得票数が過半数に満たない場合は、得票数の最も少ない候補者を除き、投票は過半数を獲得する候補者がでるまで続けられる。
- ### 7.4. 任期
- 7.4.1. カウンスルの役員は、1年を任期として選出されるが、一つの役職を2年を超えない期間を任期として、あるいは後任者が引き継ぐまでを任期として選出される。
 - 7.4.2. 役員は7.4.1.に規定されている任期、若しくは辞任、死去、又は所属クラブによる動議が事前通告の後2/3の表決で採択され解任されるまでの任期を務める。
- ### 7.5. 欠員
- 会長が欠員になった場合は副会長(あるいは第一副会長)により補充される。その場合副会長(あるいは第一副会長)はカウンスル役員会の2/3の表決によって選出される。他の欠員はカウンスル役員会の2/3の表決によって補充される。

第 8 条

8. 任命役員

8.1. 任命役員

- 8.1.1. このカウンスルの任命役員は、議会法規役員、編集者、コミュニケーション リエゾン オフィサー(CLO)とすることができる。
- 8.1.2. 任命役員はその任期中、クラブ正会員の資格を保持する。

8.2. 任命役員の任務

8.2.1. 議会法規役員は

- 8.2.1.a. 要請に応じて会長及び会員に議事運営手順について助言する。
- 8.2.1.b. カウンスル役員会からの要請があればカウンスル役員会に出席する。
- 8.2.1.c. カウンスル議会会議に出席する。
- 8.2.1.d. 必要に応じてその他の任務を行う。

8.2.2. 編集者は

カウンスル会長の監督の下に会報を編集する。

8.2.3. CLO (コミュニケーション リエゾン オフィサー) は

ITC-J、カウンスル及びクラブ間のコミュニケーションを広める責任を有する。

8.3. 一般的任務

- 8.3.1. 各役員は必要に応じて、その他の任務を行う。
- 8.3.2. 各役員は年間報告書を作成する。
- 8.3.3. 各役員の引継ぎ書類などは、会長の指示の下に8月1日までに後任者に引き渡す。

第 9 条

9. 会合と投票

9.1. 会合

カウンスル会合の回数は、細則に定めるところとする。

9.2. 会合の目的

カウンスル会合の目的は

- 9.2.1. カウンスルの議事を行う。
- 9.2.2. カウンスル役員及び常任委員会からの報告を受ける。
- 9.2.3. 口頭及び文書によるコミュニケーション、指導力の養成、組織運営の技術についての教育を行う。
- 9.2.4. 役員を選出する。
- 9.2.5. カウンスルのスピーチコンテストを開催する。
- 9.2.6. クラブ役員と委員会のための運営研修会を行う。

9.3. 投票

- 9.3.1. 有資格の各所属クラブはカウンスルへの派遣員、派遣員が欠席の場合には権限を与えられた代理人に、1票の投票権が与えられる。
- 9.3.2. いかなる会員も1つ以上のクラブの派遣員又は代理人を務めることはできない。
- 9.3.3. カウンスル役員は、所属クラブの派遣員である場合以外は、カウンスル会合において投票権がない。
- 9.3.4. カウンスルへの派遣員に限り、動議の提出、会場からの指名、あるいは投票の権利を有する。ただし、発言権は全所属会員に与えられる。
- 9.4. 定足数 このカウンスルの定足数は所属する有資格クラブの過半数とする。議事を通信で行う場合、定足数は所属する有資格クラブの2/3とする。

第 10 条

10. 役員会

- 10.1. 構成 役員会は選出役員により構成される。
- 10.2. 会合 役員会は会長の招集によって開催される。万一会長が招集しない場合でも、2名以上の役員によって役員会を招集することができる。それらは出席役員会でも、通信連絡役員会でもよい。
- 10.3. 権限 カウンスル会合から次の会合までの間に処理の必要な事務事項が生じた場合は、出席役員会あるいは、通信により処理することができる。ただし、カウンスルへの派遣員の追認を得なければならない。
- 10.4. 定足数 役員会は、出席役員会の場合も通信による場合も、過半数をもって定足数とする。

第 11 条

11. 委員会とその任務

11.1. 常任委員会

このカウンスルの常任委員会は 会計監査、予算・財務、会則・決議、会員(広報・増設を含む)、プログラム・教育、スピーチコンテスト、及びウェブサイトである。

11.2. 常任委員会の任務

11.2.1. 会計監査委員会は

- 11.2.1.a. 会計年度末及び/又はカウンスルあるいはカウンスル役員会の要請がある場合、会計帳簿の監査を行う。
- 11.2.1.b. 監査終了後、カウンスル役員会に報告書と財務報告書を提出する。

11.2.2. 予算・財務委員会は

カウンスルの予算案をたて、細則の記載に従って承認を得るためカウンスルにそれを提出する。

11.2.3. 会則・決議委員会は

- 11.2.3.a. ITC-J 年次大会で採択された結果生ずる必須の変更を、カウンスル会則に加え、カウンスル役員会とカウンスル議会法規役員と共にその結果を確認する。
- 11.2.3.b. 所属クラブ、カウンスル常任委員会及びカウンスル役員会に、決議案とカウンスル会則及び細則に対する修正案を提出するよう要請し、受領する。
- 11.2.3.c. 類似した決議案、修正案を調整する。
- 11.2.3.d. 調整された全ての決議案と修正案を、カウンスル役員会及び所属クラブに対して、投票が行われるカウンスル会合の少なくとも 40 日前までに提出する。
- 11.2.3.e. 事前通告に従い、提議された全ての決議案と修正案をカウンスル会合に提出する。
- 11.2.3.f. カウンスル役員会と議会法規役員と共に採択された変更を確認し、会則及び細則を修正されたとおりに編集する。
- 11.2.3.g. 意図を反映するために必要な場合、意味を変更する結果にならないければ、条項及び項目の表記、句読点及び参照を直し、その他適応させるための変更をする権限が与えられる。

11.2.4. 会員(広報・増設を含む)委員会は

- 11.2.4.a. クラブ会員の正確な記録を保持する。
- 11.2.4.b. カウンスル内の広報、増設、会員の各活動の開発、促進、調整を管理する。

- 11.2.5. プログラム・教育委員会は
 - 11.2.5.a. カウンシル会合における教育的なプログラムについての責任を有する。
 - 11.2.5.b. カウンシル役員会の承認を得て、クラブ運営研修会についての責任を有する。
- 11.2.6. スピーチコンテスト委員会は
公表された最新の ITC-J スピーチコンテスト規則と任務に従って、スピーチコンテストを行う。
- 11.2.7. ウェブサイト委員会は
役員会の要請により、カウンシルのウェブサイトの更新及び管理を行う。
- 11.3. 一般的任務
 - 11.3.1. 各委員長は年間報告書を作成する。
 - 11.3.2. 各委員会の引継ぎ書類などは、会長の指示の下 8 月 1 日までに後任者に引き渡す。
- 11.4. その他の委員会 カウンシル役員会は必要に応じてその他の委員会を設け、カウンシルの必要に合わせてその任務を割り当てる。

第 12 条

- 12. **議事運営法の典拠**
本会則と ITC-J 会則に明記されていない手順及び議事法上の全ての疑問については、ロバート議事規則新改訂版（最新版）が適用される。

第 13 条

- 13. **会則と細則**
 - 13.1. **採択** このカウンシルは ITC-J の会則と細則に矛盾しない独自の会則と細則を採択し、それによって運営される。
 - 13.2. **会則の修正** 会則は、会合において 2/3 の賛成で、又は郵便にて全ての所属する有資格クラブの 2/3 の賛成投票があれば修正することができる。全ての修正案は投票日の少なくとも 40 日(任意)前までに所属クラブに文書で提出されなければならない。特に明記されない限り、採択された修正案は 8 月 1 日から有効となる。細則の修正は細則に記載する。
 - 13.3. **自動修正** ITC-J 会則が修正され、それに対応して本会則の修正が必要な場合、あるいは ITC-J 会則と矛盾が生じた場合は、本会則は ITC-J 年次大会の投票により採択された修正に従って、自動的に修正される。
 - 13.4. **緊急条項** 会合と会合の間で決定が必要である場合、あるいは会合が開催されない場合の緊急時に、電子メール又は郵便による投票で、修正案の表決を行うことができる。この場合修正案はそれが有効となる日付の 40 日前までに、全所属クラブの会長の最終記録の住所又は CLO の最終メールアドレス宛に送られる。その議題は有資格クラブから受け取った回答の 2/3 の賛成投票によって採択される。

採択 _____ (日付 _____)